

砂川市規則第1号  
令和5年1月31日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善岡雅文

( 別 紙 )

## 砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第65条の次に次の1条を加える。

（繰替払）

第65条の2 所属長及び支出命令者は、歳入の徴収又は収納の委託手数料について、令第164条第4号の規定により当該歳入の収入金を指定納付受託者が繰替使用したことを確認したときは、公金振替の例により、繰替払の手続をしなければならない。この場合においては、当該手数料の支出に使用する納入通知書（納入通知書兼領収書）をもって債権者からの領収書とみなす。

### 附 則

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月10日から適用する。